

関係各位

守口消防署長

火災予防条例の改正について（お知らせ）

平成25年8月に発生した福知山花火大会の火災を踏まえ、守口市門真市消防組合火災予防条例が改正されました。祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等（液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具をいう。以下同じ。）を使用する場合は、下記のことに留意して下さい。

記

1 消火器の準備

原則として、対象火気器具等を使用する者が、対象火気器具ごとに消火器（住宅用消火器を除く。）の準備をした上で使用してください。

2 消火器の準備が必要な催しについて

対象火気器具等を使用し消火器の準備が必要となる催しは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものです。ただし、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合は該当しません。

3 対象火気器具等とは、携帯用発動発電機、ストーブ、バーベキューコンロ、七輪、コンロ、フライヤー、たこ焼き器、ポップコーン機、ホットプレート、わたがし機などです。

4 対象火気器具等の取り扱いに係る注意事項
別紙のとおり

5 施行期日

平成26年8月1日から施行します。

対象火気器具等の取扱いに係る注意事項

1 共通事項

- (1) 対象火気器具等の周囲は整理し、可燃物を置かない。
- (2) 振動等で器具が容易に転倒、落下するおそれのないよう使用する。
- (3) 対象火気器具等を使用中は、移動させたり、燃料の補給は行わない。
- (4) 不燃性の床上又は台上で使用する。
- (5) 本来の使用目的以外に使用する等不適切な使用をしない。
- (6) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しない。

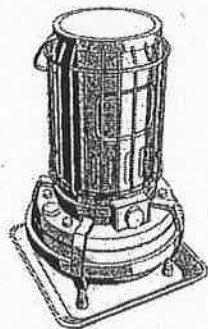
2 液体燃料を使用する器具

(1) 保管・取扱い

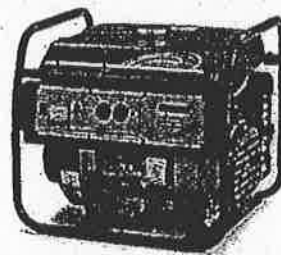
- ア ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。
- イ 容器は、消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に閉める。
- ウ 容器は、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する。
- エ ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客等から十分に安全な距離を取る。
- オ 開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等は、容器の取扱い説明書に従い適正に行う。

(2) 携帯用発動発電機の使用

- ア 携帯用発動発電機の運転中の燃料補給は行わない。
- イ 燃料を補給する時は、火気器具等から離れた風通しの良い場所で行う。

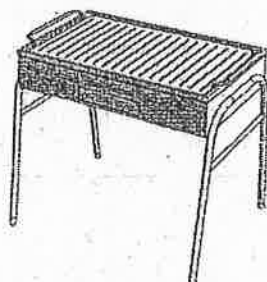


ストーブ



携帯用発動発電機

3 固体燃料を使用する器具



バーベキューコンロ

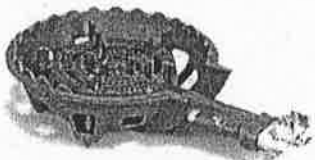


七輪

4 気体燃料を使用する器具

LP ガスの場合

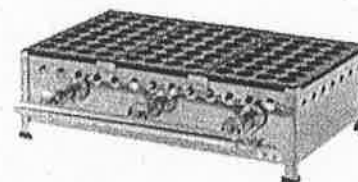
- ア ポンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。
- イ ポンベは、安定した場所に転倒しないよう設置する。
- ウ ゴムホースは、適正な長さでひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。
- エ 火気器具等とホースの接続は確実にを行い、ホースバンドで固定する。



コンロ



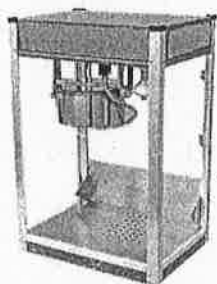
フライヤー



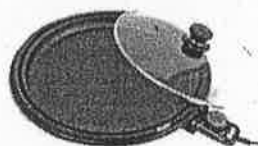
たこ焼き機

5 電気を熱源とする器具

- (1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- (2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。



ポップコーン機



ホットプレート



わたがし機